

ロシアに滞在する方へのお知らせ(ロシア連邦法に基づく外国人に対する義務的医療検査及び指紋登録等)

ポイント

●2021年12月29日から、ロシアに滞在(短期出張などの渡航者を除く)する外国人は医療検査及び指紋登録等の手続が必要になりました。

1 制度概要

(1)ロシア連邦法第274—FZ号に基づき、2021年12月29日以降に就労目的でロシアに入国する外国人は入国から30日以内、それ以外の目的で90日以上滞在する外国人(留学生及び非労働者の方等)は90日以内に、当地の医療機関で医療検査を受ける必要があります。

(2)検査の結果発行される証明書を30日以内に移民当局に提出し、指紋登録及び写真撮影を行う必要があります。指紋登録及び写真撮影を完了した外国人に対しては、登録証(無期限有効なカード)が交付され、一度登録を済ませた後は何度ロシア出入国を繰り返しても指紋登録及び写真撮影は不要です。

(3)2021年12月28日以前にロシアに入国された方は、差し当たり直ちに医療検査や指紋登録等の手続を行う必要はありませんが、次にロシアを出国してからロシアに再入国した際のタイミングで同制度に則った手続が求められます。(なお、2021年12月28日以前にロシアに入国済みで、差し当たり今すぐに手続を行う必要のない方であっても、希望すれば時期を前倒して医療検査を受け、指紋登録等の手続を行うことは可能です。)

2 医療機関

沿海地方において必要な医療検査を受けることができる医療機関については下記 URL に記載されているリストをご参照ください。

<https://www.lawmix.ru/zakonodatelstvo/2322751>

なお、医療検査の結果に関する証明書の有効期間は12か月であり、有効期間が切れてから30日以内に次回の医療検査(検査項目は初回と同じ)を受ける必要があります。

3 手続きの場所

指紋登録及び写真撮影の手続きは、ウラジオストク市内の各内務局(移民担当)で行うことができるほか、2021年10月に開所された旅券・査証センター沿海地方支部(所在地: ул Стрелковая 23 а)でも行うことができます。手続きの詳細については最寄りの内務局(移民担当)にお問い合わせください。

以上